

令和5年度高知県観光博覧会「牧野博士の新休日」公式 Instagram 運用委託業務 公募型プロポーザル企画提案書作成要領

1 提出書類

提出書類、様式及び提出部数を次表に示します（※すべて片面印刷にしてください。）

番号	提出書類の名称	規格及び制限枚数	提出部数
1	応募用紙	様式1	正本1部 副本7部
2	基本的な考え方	A4縦、4枚まで	
3	投稿サンプル	A4縦、4枚まで	
4	業務の計画、実施方法	A4縦、15枚まで ※全体スケジュールはA4横で可	
5	実施体制、関連業務の実績	A4縦、2枚まで	
6	経費見積書 消費税及び地方消費税を含んだ額としてください。	A4、2枚まで	

※A3用紙を使用する場合は、A4用紙2枚として換算します。

※企画提案書の文字は、10.5ポイント以上を基準に作成してください。

2 企画提案書のポイント

- (1) 提出書類番号1：応募用紙
所定事項を記入してください。
- (2) 提出書類番号2：基本的な考え方
 - ・仕様書の「2 委託業務の目的」及び「4 業務の方針」をふまえて企画提案の全体に係るねらいやポイントを記載してください。
 - ・月16本の投稿のうち、草花に関する投稿の適切な割合を提案してください。
 - ・画像収集で撮りおろしと借用（または購入）の割合を明記してください。
- (3) 提出書類番号3：投稿サンプル
別添仕様書に示す内容を踏まえ、Instagramの投稿のサンプルを制作してください。
 - ・基本コンセプトに沿った投稿の一例（写真及び投稿文）を具体的に示すこと
（Instagramの投稿例を各2例以上、投稿記事は動画も可とする。）
 - ・投稿にあたっては、Instagramの特性やフォロワー属性等を考慮した内容とすること
 - ・効果的な情報発信とするための独自性のある提案をすること。
- (4) 提出書類番号4：業務の計画、実施方法
 - ア 年間を通じた業務計画（スケジュール）を記載してください。業務計画には通常の投稿スケジュールとともに、活性化施策の具体案及びそのスケジュールも記載してください。
 - イ 活性化施策は、以下の項目に沿った具体案とし、想定される定量的効果も明記してください。

- ・高知県への興味・関心を継続的に高め、本県への来訪意欲を高める施策であること。
 - ・高知県観光における多客期や閑散期なども見据えながら、活性化施策の組合せと適切な実施時期を検討し、費用対効果も考慮して効率的かつ効果的な情報発信に向けた工夫を講じること。
 - ・活性化施策を実施することによるフォロワー増加数やリーチ数などの想定効果をその根拠とともに定量的に示すこと。
 - ・活性化施策の実施に必要な経費はすべて本業務の予算の範囲内で行うこと。
- (5) 提出書類番号5：実施体制、関連業務の実績
- ・受注者の実施体制、過去に履行した SNS 運用業務の実績（主なもの）及び本業務を総括する責任者と記事作成者の過去の SNS 運用の業務経験（主なもの）を記載してください。
 - ・実施体制については、Instagram 発信に適した高知県内の情報を収集できる体制であることがわかるように記載してください。
- (6) 提出書類番号6：経費見積書
- 見積額には消費税及び地方消費税を含んだ金額を記載してください。また、経費の内訳について記載してください。その際、少なくとも「定期的な投稿（1投稿）に係る経費」及び「活性化施策に係る経費」がわかるように詳細な内訳を記載してください。
- (7) その他
- 提案書の構成（記載内容の順番）は「1 提出書類」にある番号順とすること。

3 提出方法

持参、又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）

4 提出期限

令和5年5月8日（月）15時 必着

※この期限までに必要書類のすべての提出がないものは、受付することができませんのでご注意ください。

※投稿サンプルで動画記事を制作した場合は、上記期限までにDVDで提出すること。（ファイル形式はMP4または、一般的なパソコン上にて再生可能なものに限る。）

5 提出先

〒780-0056 高知県高知市北本町2-10-10（こうち旅広場内）

公益財団法人 高知県観光コンベンション協会

担当者：プロモーション部 安岡・森田・山口

T E L : 088-823-1434 F A X : 088-873-6181

6 受理の通知

提出いただいた書類が期限までに到着し受付されたときは、提出者に対して書類が到着したことをお知らせします。

7 提案書類等についての留意事項

- (1) 提案は1者1提案までとします。
- (2) 提案書類を受け付けた後の追加及び修正は認めません。

- (3) 提出された提案書類が次項に該当するときは無効となる場合があります。
- ① 虚偽の内容が記載されているもの
 - ② 見積限度額を超えた実施内容を記載したもの
 - ③ 提案書類の内容や提出方法等が本要領の規定に適合しないもの
- (4) 提案書類は、著作権・意匠権等の問題が生じないように配慮してください。